

指定保育士養成施設における出前講座実施要領

（目的）

第1条 県内の指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）で保育士の資格取得を目指す学生に、出前講座（以下「講座」という。）を実施し、保育施設への就業促進等保育人材の確保につなげることを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は広島県とする。

（実施内容等）

第3条 講座の主な内容は次のとおりとし、開催にあたっては県と養成施設が協議して内容等を決定する。なお、各養成施設において年間1回の開催とし、時間は2時間以内とする。

- (1) 保育士としての魅力、やりがいの発信
- (2) 給料とキャリアアップについて
- (3) こどもとの関わりかた等
- (4) 地域との関わり（地域貢献）等
- (5) 質疑・応答

（講師の選定）

第4条 講師は、園長、保育教諭及び若手保育士等とする。なお、園長の選定は県が調整し、保育教諭等は養成施設が卒業生の中から調整する。

（申込方法）

第5条 養成施設は、講座実施予定日の概ね2か月前までに、別紙「指定保育士養成施設における出前講座 申込書」により、安心保育推進課に申し込むものとする。

（経費の負担）

第6条 事業の実施に係る経費は県が負担することとし、講師への報償費及び旅費とする。なお、当該経費は、予算の範囲内で県の規定に基づき支払うものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。